

第2回

技術シーズの社会実装化助成金

はまぎん財団 **Frontiers**

【募集要項】

募集期間：2021年10月15日（金）～2021年12月15日（水）

公益財団法人はまぎん産業文化振興財団

公益財団法人はまぎん産業文化振興財団は、以下の要項で助成金の事業を募集いたします。

1. 制度の目的

公益財団法人はまぎん産業文化振興財団は、神奈川県内の優れた技術シーズの社会実装化を支援し社会的課題の解決を促進することで、持続可能な社会の構築及び人々の心身ともに豊かな生活に寄与することを目指します。

神奈川県には多くの企業・大学・研究機関が集積しているとともに都市部と地方の側面をもつ地域です。当地域での実証を通じて世界に発信できる新産業を創造するため、当財団は横浜銀行からの寄付金を活用し、資金調達が困難な初期フェーズへの助成金の交付及び神奈川県内のネットワークを活かしたサポートをして参ります。

2. 助成対象者

次の各号に掲げる要件をすべて満たす個人または法人に助成金を交付することができるものとします。

- (1) 神奈川県内に拠点を置くまたは神奈川県内で実施されている研究開発プロジェクト、共同研究等に参画している個人または法人。
- (2) 過去に本助成金を受賞していない者。
- (3) 法人の場合は、次の要件を全て満たす者。

ア. 2018年4月1日以降に設立した法人

イ. 申込日時点で金融機関（ベンチャーキャピタル、クラウドファンディング含む）、事業会社等、法人からの借入又は出資受け入れ額が1千万円以下であること。但し、申込後から二次審査までの期間に資金調達を実施または調達できる可能性が高くなった場合は速やかに事務局あてに申告すること。

<参考例>

助成対象外：金融機関、事業会社等から2千万円の借入・出資受入れ

助成対象：申込法人の代表者が2千万円出資

金融機関から5百万円借入

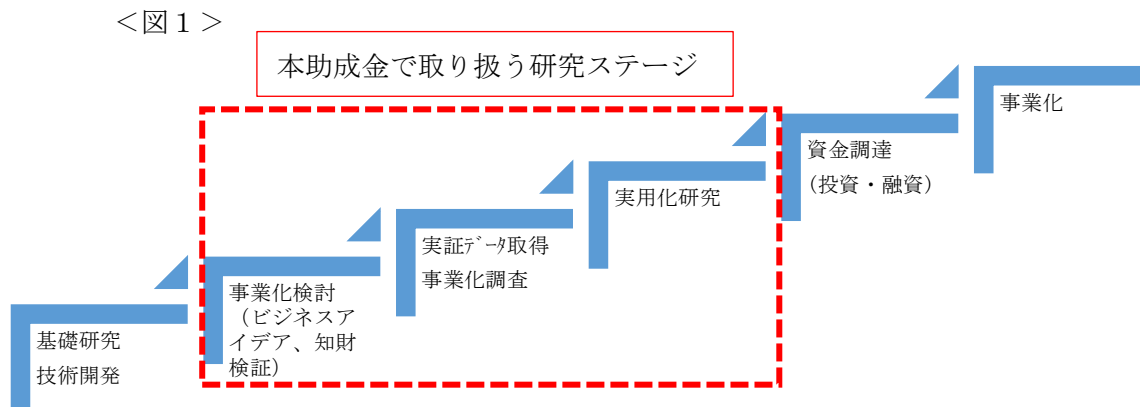
ウ. 法人の子会社あるいは関連会社ではないこと。

- (4) 個人名義での応募の場合は、申込者が所属する法人が営む事業と関連する事業ではないこと。
- (5) 法人にあつては、規約・活動計画等の組織的態勢を有し、かつ、代表者および所在地が明らかであること。
- (6) 明確な会計処理を実施していること、または実施できると認められること。
- (7) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人または法人ではないこと。
 - ① 特定の宗教・思想・政治等を目的とするもの。
 - ② その他、活動目的が助成金交付に適さないと判断されるもの。

※応募は原則1名（社）につき1テーマのみとする。

3. 助成対象事業

- (1) 社会的課題の解決に寄与することを目的とした新技術、新サービス等の研究開発の社会実装化。
- (2) 概ね図1の研究ステージに位置し、社会実装化を目指すもの。



4. 助成金対象費用

申請事業に必要な資金すべて。

5. 助成金対象の事業実施期間

定めなし。

但し、助成金を活用した申請事業完了まで年1回(5月)、報告書を提出すること。

6. 助成金額

各賞の助成金支給額は以下の通り。

- | | | |
|--------|-------|---------|
| <大賞> | 1プラン | 上限500万円 |
| <優秀賞等> | 複数プラン | 上限300万円 |

7. 募集方法

(1)当財団HP (<https://yokohama-viamare.or.jp/grant.html>) より電子申請

(2)提出書類

当財団HPの申込フォームに沿って必要事項を入力の上、次の必要書類を電子申請。

① 申込書(様式1)

個人の場合: ②本人確認書類(氏名、住所、生年月日が確認できるもの)

法人の場合: ②履歴事項全部証明書

③代表者の本人確認書類(氏名、住所、生年月日が確認できるもの)

④直近2期分の決算書の写

- ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- ・別表2（同族会社等の判定に関する明細書）
- ・借入明細書（借入がある場合）

* <決算期末到来の場合>

- ・公証人発行の申告受理及び認証証明書
- ・株主一覧表（任意書式）
- ・借入一覧表（任意書式）

⑤許認可が必要な業種の方のみ：公的機関からの認定書の写

（留意事項）

- ・要件に満たない場合は、申請の段階でお断りすることがございます。
- ・活動内容の詳細を面談、電話等でヒアリングさせていただくことがございます。
- ・前記①から⑤の提出書類のファイル名には必ず申込者名を記載してください。
- ・前記①から⑤の提出書類は極力それぞれ1つのファイルにまとめて提出してください。
- ・申込書の余白は所定書式より変更せず、フォントサイズは10.5以上、6ページ以内としてください。
- ・必要に応じて補足資料（動画は不可）の添付も可とします。
- ・申込書、補足資料はA4サイズ、日本語で作成してください。
- ・ファイル形式はPDF形式を推奨いたします。また、電子申請に際し、ファイル容量は10MB以内に収めてください。
- ・申込の受付後、受付確認の旨自動メールが返信されます。返信がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。
- ・必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がございます。

8. 募集期間

2021年10月15日（金）～2021年12月15日（水）

9. 選考方法

審査員（外部有識者）による選考を実施いたします。

<一次審査>書類選考

<二次審査>一次審査通過者に対する質疑応答、プレゼンテーション選考

- ・2022年2月24日横浜銀行本店ビル内またはオンラインにて実施予定（詳細は一次審査通過者に対して別途連絡）
- ・欠席の場合は辞退とみなします。

10. 選考基準

主な選考基準は以下の通りです。

評価項目	主な内容
研究目的	研究開発の社会実装化によって解決する社会的課題
新規性・独創性	ビジネス（モデル・プラン）・技術の新規性・オリジナリティ
市場性	ターゲットとする市場の規模・ポテンシャル 既存ビジネスや市場に対する波及効果、需要・価格の見通しなど
事業化の可能性	事業計画の妥当性、実現力（実施体制/経験の有無/意欲等） 事業化の実現可能性
地域への貢献度	神奈川県持続可能な社会構築、県民への還元等
経営者としての資質	実行力、経験の有無、意欲等（二次審査にて審査）

※原則、選考内容については非開示とさせていただきます。

11. 受賞プランの発表

二次審査終了後に審査会開催の上、各賞の発表をいたします。

12. 助成金の支給方法

助成金支給の振込先は、原則横浜銀行本支店口座とさせていただきます。

（口座をお持ちでない場合は、受賞決定後に口座開設いただきます）

13. 実績報告

(1)採択事業の事業成果報告書（様式2）を助成金による事業完了まで毎年1回（5月）事務局宛に送付いただきます。事業実施の確認資料として、写真（画像）等を添付してください。なお、助成対象活動にご使用いただいた助成金の金額が、助成金交付額に満たなかった場合には、残った助成金をご返還いただきます。

初回提出期限：2023年5月31日（水） 郵送またはメール

(2)事業完了後はアンケートのご協力をお願いすることがございます。

14. その他

(1)申込内容に虚偽があった場合、選考いたしません。

また、受賞決定後であっても、受賞交付決定を取り消します。

(2)代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む））について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、選考いたしません。また、受賞決定後であっても、受賞・交付決定を取り消します。

(3)ご提出いただいたデータは、選考結果の如何にかかわらず返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

➤ 重要事項（必ずお読み下さい）

機密情報ならびに個人情報の取扱いについて

1. 応募事業の知的財産については、申込者に帰属します。ただし、特許・実務新案権、企業秘密やノウハウなどといった情報の法的保護など、権利の保全については申込者の責任で行うものとします。
2. 本助成金の一次審査通過者、受賞者（申込者名、応募事業名）については公表いたします。
3. 各賞の選定にあたり、ご提出いただいたデータは審査員（外部有識者）と共有いたします。
4. 申込者の個人情報や応募情報は、法令の定めのある場合や申込者が同意している場合、（上記2.3を含む）を除いて、目的外利用や第三者への提供は行いません。

<お問い合わせ先>

〒220-8611 横浜市西区みなとみらい3-1-1

公益財団法人 はまぎん産業文化振興財団 助成金事業事務局 宛

TEL : 045-225-2171

Mail : research.d@yokohama-viamare.or.jp

HP : <https://yokohama-viamare.or.jp/grant.html>